

平成15年4月10日

各 位

会 社 名 南海毛糸紡績株式会社
代 表 者 名 代表取締役 深井達雄
(コード番号 3206 東証・大証第2部)
問い合わせ先
取締役経理部長兼総務部長 岡本信隆
(電話番号) 06 - 6228 - 8855

再生手続開始決定に関するお知らせ

当社の民事再生手続開始申立てにつき、本日午後5時、下記のとおり大阪地方裁判所より民事再生手続開始決定がなされましたのでお知らせいたします。

これにより当社は、法律の定めるところにより、事業再生のために全社一丸となって努力してまいり所存でございます。

皆様におかれましては、今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1.民事再生手続開始決定

当社の申立てに関する平成15年(再)第23号民事再生手続開始申立事件について、平成15年4月10日午後5時、大阪地方裁判所より民事再生手続開始決定がなされました。

2.当社民事再生手続きの今後の予定

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| (1) 再生債権の届出をすべき期間 | 平成15年5月15日まで |
| (2) 認否書の提出期限 | 平成15年6月6日 |
| (3) 一般調査期間 | 平成15年6月16日から
平成15年6月30日まで |
| (4) 報告書(民事再生法124条2項・125条1項)の提出期限 | 平成15年5月12日 |
| (5) 再生計画案の提出期間の終期 | 平成15年7月24日 |

以上